

THE JCM MONTHLY REPORT 2010 JULY Vol.19 No.4

JCM

MONTHLY REPORT

JCMマンスリーレポート

特集 安全管理

2010
7

国土交通省の建設工事における事故防止重点対策

総価契約単価合意方式の本格導入について

連載特集 安全のはなし① 安全のパラダイム変換

連合会だより

平成21年度事業報告および平成22年度事業計画

第14回土木施工管理技術論文・技術報告入賞者

平成22年度JCMセミナーのご案内（札幌・仙台・新潟・千葉・東京・

福井・兵庫・名古屋・広島・福岡）

図書案内「第14回土木施工管理技術論文報告集」

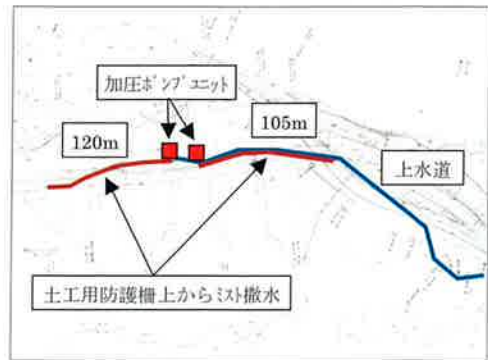
「土木工事安全施工技術指針（平成21年版）」



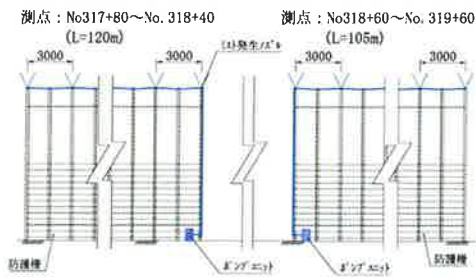
切土掘削時の粉塵防止対策



写真一 施工箇所



図一 概要平面図



図二 ミスト撒水配置図



写真二 ポンプユニット設置状況



写真三 ミスト撒水状況

第14回土木施工管理技術論文報告集

写真・図提供：飛鳥建設株式会社

東京土木施工管理技士会

特集 安全管理

表紙：第14回土木施工管理技術論文
最優秀論文賞
人に見立てたポリエチレン管がバックホ
ウと接触し跳ばされることを実体験。
(写真提供：湯川建設㈱)

■特 集

- 国土交通省の建設工事における事故防止重点対策 2
国土交通省 大臣官房技術調査課 課長補佐 浅古 勝久

■トピック

- 総価契約単価合意方式の本格導入について 7
国土交通省 大臣官房技術調査課 事業評価保全企画官 塩井 直彦

■連載特集

- 安全のはなし① 安全のパラダイム変換12

■連合会だより

- 平成21年度事業報告および平成22年度事業計画17
表彰事業21
技術論文表彰 第14回土木施工管理技術論文・技術報告表彰者一覧表23

■各種募集

- 平成22年度JCMセミナーのご案内24

■広 告

- (財) 経済調査会25
(社) 建設コンサルタント協会26
(財) 建設物価調査会27
(財) 地域開発研究所28

国土交通省の建設工事における 事故防止重点対策

国土交通省大臣官房技術調査課
課長補佐 浅古 勝久

1. はじめに

日本に住まうみなさんがこれから長く使う施設を整備する公共工事の品質確保が重要であることは言うまでもありません。またその公共工事においてはみなさんからいただいた税金をより効率的に使う事も求められます。このため国土交通省では、入札契約の適正化、一般競争入札の導入、コスト縮減などにこれまで取り組んできているところです。その一方で、ダンピング受注による公共工事の品質低下や下請業者における赤字の発生が懸念されています。施工体制確認型総合評価落札方式の導入など適切な施工体制が確保できるよう発注者として取り組んできてはおりますが、今後も建設現場の安全衛生面への影響に注意を払う必要があることは言うまでもありません。

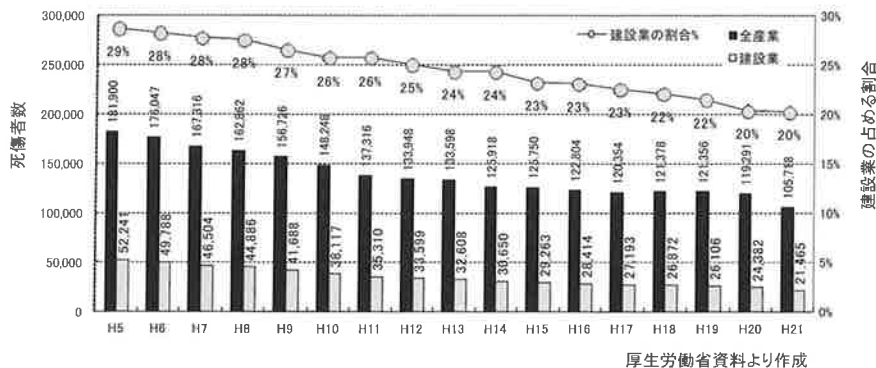
また、建設工事は、建設現場毎に地形などさまざまな施工条件が違うことから、単品生産であり、同じものは二つとしてありません。このように家電製品などを工場で大量生産するような作業手順の画一化が可

能な他の産業に比べて建設工事では作業手順の画一化が難しいことが、業種別死亡災害発生件数において建設業が未だに最多である大きな要因の一つだと言えるでしょう。

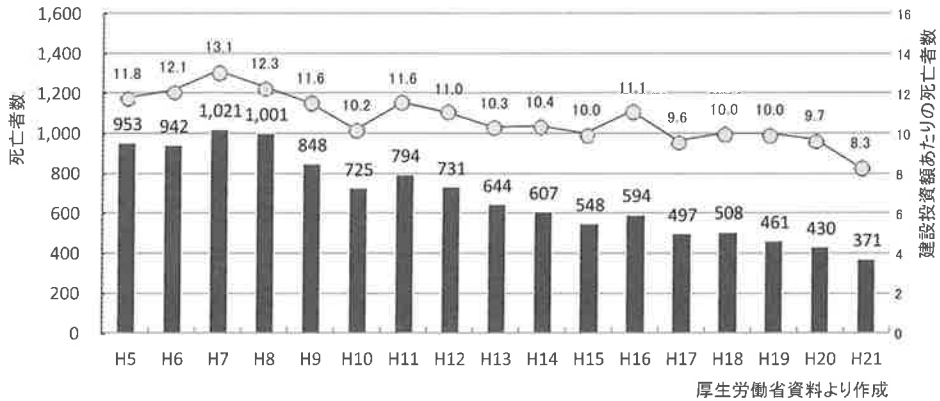
このため、国土交通省では建設工事故データを毎年集めて原因分析を行った結果をもとに、建設工事故防止対策のための必要な措置を講じてきたところです。本稿では建設工事における労働災害の現状と、平成22年度の事故防止重点対策についてご紹介します。

2. 建設工事における労働災害の現状

平成21年における死亡災害・重大災害発生状況等については、平成22年5月に厚生労働省から発表されています。わが国の労働災害（全産業）は、昭和53年以降減少傾向が続き、平成21年の死傷者数は約10万5,700人で、このうち、建設業は、約2万1,500人となっており、ピーク時の3分の1以下にまで減少しています（図－1）。



図－1 全産業及び建設業の死傷者数（平成5年～平成21年）



図－2 建設業の死亡者数（平成5年～平成21年）

同様に、平成21年の死亡者数は1,075人で、このうち、建設業は371人であり、減少傾向ではあるものの、建設業が依然として全産業の約3分の1を占めています（図－2）。

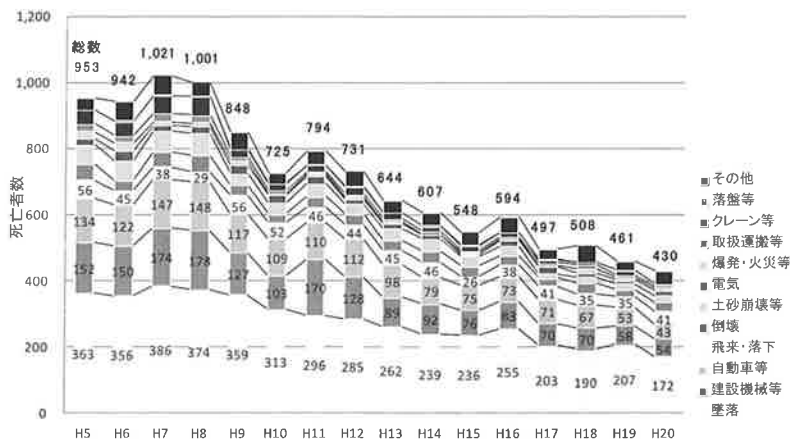
死亡事故を建設工事の事故分類に着目してみると、「墜落」が特に多く、その他「建設機械等」、「自動車等」、「飛来・落下」の4要因でその大半（平成20年において約72%）を占めています（図－3）。

なお、平成21年においては死傷者、死亡者ともに大幅に減少していますが、リーマンショックなどの経済活動の停滞も一因と考えられます。

3. 国土交通省の建設工事における事故防止対策

国土交通省では、公共工事における労働災害及び公衆災害の重大性に鑑み、「公共工事の発注における工事安全対策要綱」（平成4年7月）、「建設工事公衆災害防止対策要綱」（平成5年1月）をそれぞれ策定し、平成8年には建設業における事故の実態を把握するため、「建設事故データベースシステム（SAS）」を構築するとともに、「土木技術安全施工技術指針」の改定を随時実施し、建設工事事故に対応するため関連する要項・指針などを策定・周知してきました。

また、平成12年にはSASの分析を通じ



図－3 建設工事における事故分類毎の死亡者数の推移（平成5年～平成20年）

て、施工者の安全管理推進の支援、必要な環境整備等を検討するために「建設工事事故対策検討委員会」を設置しました。本委員会においては、学識経験者、建設業団体、現場従事者団体及び国土交通省、厚生労働省の行政機関等の担当者が、建設事故をどのように減らしていけばよいかそれぞれの立場から議論し、データの分析結果及び委員会の議論の結果をもとに国土交通省において毎年度「建設工事事故防止のための重点対策」を定め、発注者及び施工者双方の立場から建設工事事故防止対策に取り組んでいるところです。

4. 建設工事事故防止重点対策の概要

平成22年度の建設工事における事故防止重点対策の概要は表－1のとおりです。本重点対策は、国土交通省から各地方整備局へ通達しています。また、国土交通省から各関係業団体に対して協力を依頼しています。建設工事に携わる読者のみなさんにおいても、さらなる事故防止を図るため、

重点対策へのご協力をお願いします。

(1) 交通事故防止重点対策

国土交通省発注の土木工事における交通事故による死亡事故は、今までの取り組みの効果もあり平成13年度をピークに減少傾向となっています。一方、重大災害の原因のその約8割が自動車の衝突による交通事故であり、交通事故の影響が特に大きいことがわかります。平成22年度もさらなる交通事故の防止を図るため、以下の取り組みを行います。

・発注者として国土交通省は、これまでに収集した事故事例、分析結果及び事故防止対策の好事例を周知し、各現場条件に適した事故防止対策を適切に実施できるように安全協議会等において働きかけます。

・施工者のみなさんができる取り組みとして、現場の状況を十分勘案し、運転者の注意を喚起する効果的な方法（回転灯や電光表示板等）と車輛の制動抑止を図る方法を

表－1 平成22年度建設工事事故防止のための重点対策

I 発注者が実施する対策	
1.	交通事故防止重点対策
2.	足場からの墜落事故防止重点対策
3.	法面からの墜落事故防止重点対策
4.	飛来落下事故防止重点対策
5.	工事事故防止に係る広報活動の推進
6.	安全活動の評価
II 関係業団体が実施する対策	
1.	交通事故防止重点対策
○	運転者の注意喚起、車両の制動抑止
2.	重機事故防止重点対策
①	ステッカー運動の推進
②	重機との接触事故の防止対策の推進
3.	足場からの墜落事故防止重点対策
①	「手すり先行工法等ガイドライン」による設置
②	足場の施工計画の充実、チェックリスト等の活用、経験者による点検、記録の保存
4.	法面からの墜落事故防止重点対策
①	昇降設備の設置の推進
②	法面施工管理技術者の資格取得
③	法面工事用仮設設備に関する安全対策
5.	飛来落下事故防止重点対策
○	チェックリスト等による点検
6.	各種事故共通重点対策
①	現場管理者、技能者、建設従事者等を対象とした安全教育の推進
②	建設業労働安全衛生マネジメントシステム等の導入の推進
③	表彰制度の推進
④	工事事故防止に係る広報活動の推進
⑤	安全活動に係る創意工夫の成果の提出

組み合わせる等により、有効な交通事故対策の実施をお願いします。

(2) 重機事故防止重点対策

重機による事故は、「接触」、「横転」、「誤動作」が大きな要因で発生します。国土交通省発注の土木工事における重機事故による死亡事故は平成13年度以降減少傾向でしたが、平成20年度において、「誤操作」に起因する災害が多く発生しました。このため、原因について今後も注視していく必要があります。平成22年度は防止を図るため、施工者のみなさんができる対策として、以下の取り組みをお願いします。

1) ステッカー運動の推進

「誘導なしではバックしない」をうたったステッカーを貼付し、安全教育と効果的に組み合わせ、重機オペレーターの安全意識を高めるよう、ステッカー運動の推進をお願いします。

2) 重機との接触事故の防止対策の推進

現場の状況を十分に勘案し、重機の接近を知らせる警報装置を有効に活用する等により、重機と作業員との接触事故防止対策を実施するよう、お願いします。

(3) 足場からの墜落事故防止重点対策

足場からの墜落事故防止を図るため、労働安全を所掌する厚生労働省は平成21年6月に「労働安全衛生規則（安衛則）」の一部を改正し施行しました。国土交通省の土木工事における足場からの墜落事故による死亡事故は近年減少傾向ですが、安衛則の一部改正を契機に手すり先行工法の設置状況を調査したところ、一部の手すり先行工法において不適切な設置・撤去手順が確認されたことから、適切な手すり先行工法を徹底し、足場上で作業を行う労働者のみなさんの安全を図るため、平成22年度は以下の対策を実施します。

・発注者である国土交通省として、足場

（足場の機能を有する支保工を含む）の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置すること、及び必要な点検を行うことを安全協議会等において働きかけるとともに、必要に応じその点検結果の確認等を行います。

・施工者のみなさんができる取り組みとして、足場の施工にあたり、「手すり先行工法等に関するガイドライン」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、全ての作業床において二段手すり及び幅木の機能を有するものを設置するようにお願いします。また、足場の施工計画の充実を図るよう働きかけるとともに、足場の組立完了時及び供用中の日々の安全管理に足場のチェックリスト等を現場に備え付けて効果的に活用し、十分な知識と経験を有する者により足場の点検を行い、その点検記録を保存するようにお願いします。

(4) 法面からの墜落事故防止重点対策

平成21年度における国土交通省の土木工事においては、死亡事故は発生していません。斜面・法面工事用仮設設備〔JISA 8972〕が平成20年12月に制定されていることから、国土交通省発注の土木工事において調査したところ、すべての建設現場においてJIS規格に準拠した仮設設備の設置が確認されています。法面からの墜落事故防止を図るため、平成22年度は以下の対策を実施します。

・発注者である国土交通省として、大規模または特殊法面工事においては、必要に応じてJISA8972による昇降設備、構台等の設置を推進し、適切に必要な費用を計上し

ます。

・施工者のみなさんができる取り組みとして、親綱の固定箇所・安全帯付け替え箇所への安全な移動のため、大規模及び特殊法面工事においては、必要に応じてJISA8972による昇降設備、構台等を設置し、施工することを推奨し、昇降設備の設置の推進をお願いします。また、作業計画及び作業の質の向上を目的として法面施工管理技術者の資格取得の推奨をお願いします。さらに、法面工事用の仮設設備を設置する場合、JISA8972制定の周知をお願いします。

(5) 飛来落下事故防止重点対策

建設業労働災害防止協会のとりまとめた統計資料によれば、建設業の吊荷落下災害は増加傾向となっています。このため、平成22年度から改めて飛来落下事故に対する対策を以下のとおり実施します。

・建設工事においてチェックリスト等による玉掛け方法、玉掛け用具の点検を図るよう、国土交通省は発注者として安全協議会等において働きかけますので、施工者のみなさんはその点検をお願いします。

(6) 工事事故防止に係る広報活動の推進

発注者である国土交通省は、建設現場で請負者が行う工事事故防止の取り組み（事故ゼロ宣言等）について、看板の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかけます。

(7) 安全活動の評価

発注者である国土交通省は、請負者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、引き続き工事成績評定の判断材料の1つとします。（各種チェックリストの活用等）

(8) 各種事故共通重点対策

その他、施工者のみなさんができる対策として、以下の取り組みをお願いします。

1) 現場管理者、技能者、建設従事者等を

対象とした安全教育の推進

- ①建設従事者に対する安全衛生教育の実施
- ②技能者等に対する再教育の推進
- ③現場管理者等に対する教育の推進
- 2) 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）等の導入の推進
- 3) 表彰制度の推進
- 4) 工事事故防止に係る広報活動の推進
- 5) 安全活動に係る創意工夫の成果の提出

5. おわりに

「災害防止のグランドファーザー（祖父）」とも呼ばれる米国のハインリッヒが発見した労働災害における経験則の一つである「ハインリッヒの法則」によると、1件の重大な災害・事故の陰には29件の軽い災害・事故があり、さらにその陰には300件の災害・事故には至らなかった「ヒヤリ・ハット」があるとされています。つまり、事故報告として表に出るものは氷山の一角でしかなく、それまでに数え切れない「不安全行動」や「不安全状態」があると考えられます。1件の重大な災害・事故をなくすためには、常日頃からの適切な安全への取り組みが必要です。建設現場における悲惨な事故をなくすためには、「無駄じゃないか」や「バカらしい」と思われようが、地道に確実に取り組むことが大切です。また、建設工事の事故防止のためには、施工者のみなさんの安全に対する取り組みが何よりも重要なことは言うまでもありません。労働安全に取り組む厚生労働省はもちろん、発注者として国土交通省もできる限りの対策を引き続き行っていくしますので、建設工事に携わるみなさん自身が安全のために何をできるか考え、行動するようにお願いします。

総価契約単価合意方式の本格導入について

国土交通省大臣官房技術調査課事業評価
保全企画官 塩井 直彦

1. はじめに

近年の厳しい財政状況を反映して、建設投資額はピーク時（平成4年度）から4割以上の減少になっています。過当競争の激化等もあり、建設業の営業利益率も低迷し、社会資本整備を取り巻く状況には大変厳しいものがあります。

このような状況の中で、公共工事の発注者として、工事の入札段階における様々な取り組みだけでなく、工事施工段階あるいは清算段階における変更協議についても適切に行うための取り組みを進めているところです。例えば、「設計変更ガイドライン」の策定や、「設計変更審査会」による変更協議などの取り組みを行っています。

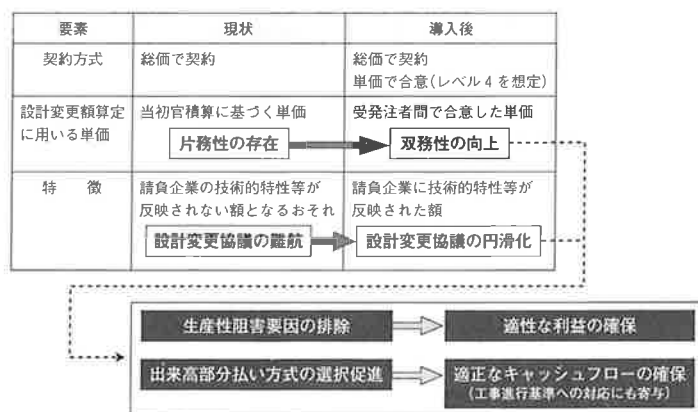
一方で、変更契約における発注者側の積算方法についても、新たな取り組みを始めました。「総価契約単価合意方式」の導入であり、本稿では、この内容について説明します。

2. 総価契約単価合意方式の導入背景、目的

請負代金額の変更があった場合の取り扱いについては、契約書第24条に基づき、甲乙協議して定めることとしています。従来においては、発注者側の契約変更額は、標準積算基準等に基づく単価（官積算単価）で算定しているところですが、請負者の技術的特性等が必ずしも十分に反映されていない額となっている可能性があります。契約変更協議段階で受発注者の認識が異なり、協議が難航することもあります。

このため、当初契約後に総価の内訳として、個々の単価を受発注者間で合意しておくこと（総価契約単価合意方式）により、請負代金額の変更があった場合の金額の算定、部分払い金額の算定等の単価等についての協議の円滑化等を図ることにつなげることが目的です。

結果的に、受注者側の適正な利益の確保につながるとともに、出来高部分払い等と



図ー1 総価契約単価合意方式の目的

組み合わせることにより、キャッシュフローの改善にもつながるものと考えられます。

単価個別合意方式の実施にあたっては、請負者から請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）の提出を受け、単価合意の協議を行った上で、当該請負者と単価合意書を締結する必要があることから、入札公告等に総価契約単価合意方式によることとする旨、明記し周知するとともに、工事請負契約書第3条に以下のとおり必要な事項を記入するものとします。

工事請負契約書（請負代金内訳書、工程表及び単価合意書）
第3条（略）
2（略）
3 甲及び乙は、内訳書（詳細設計完了後に行う変更契約内容に応じた内訳書）の提出後、すみやかに、その内容について協議し、単価合意書を締結するものとする。
4 単価合意書（詳細設計完了後に行う変更契約後の単価合意書）は、この契約書の他の条項において定める場合を除き、甲及び乙を拘束するものではない。
5 乙は、請負代金額の変更があった場合には、内訳書を変更し、〇日以内に設計図書に基づいて、甲に提出しなければならない。
6 第3項の規定は、請負代金額の変更後の単価合意の場合に準用する。その場合において、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。
〔注1〕〇の部分には、原則として、「14」と記入する。
〔注2〕（ ）内は設計・施工一括発注方式の場合

当然のことながら、単価協議・合意は、総価の内訳として合意しておくものです。したがって、現行の会計法令の下で行うものです。

また、単価合意は、それ自体が契約の内容を規律するものではなく、あくまで契約変更のための単価等を受発注者間で合意するものです。総価請負契約ということは変わらず、契約書第1条第3項のいわゆる「自主施工の原則」を変えるものではありません。

3. 対象工事及び実施方法

これら総価契約単価合意方式について、国土交通省では、高度技術提案型総合評価方式等において、一部導入してきたところですが、平成22年4月1日以降に入札公告を行う、河川・道路等の全ての土木工事等

において導入することとしたところです。

実施方法は、2種類あり、基本的には単価等を個別に合意する方式（単価個別合意方式）です。

また、分任支出負担行為担当官の発注工事（3億円未満）においては、請負者の希望により、当初工事数量総括表に記載の工種に関する工事については、当初契約時の予定価格に対する落札価格の比率を乗じたものを基礎とする方式（単価包括合意方式）も可能としています。

4. 単価合意書

単価個別合意方式の場合について、単価合意書のイメージを添付します。この例にあるとおり、直接工事費に関する部分については、基本的には、細別（レベル4）毎にその単価等を合意します。共通仮設費（率計上分）、現場管理費、一般管理費等については、その額を合意します。総価の内訳として合意するため、単価合意前後で総価は変わりません。

合意にあたっては、発注者側は官積算と比較することなどにより、その妥当性を確認します。

単価合意書（単価個別合意方式の場合）
単価協議の結果として「単価合意書（合意単価を表示した「単価表」）」を締結する。

発注者・受注者間で締結
変更合意後の算定等に使用

単価合意書（例）

単価〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に基き、A〇〇〇工事における従価額の算定に用いる単価（従価単価）が一式の項目については単価ではなく金額について、消費税・増徴率・増減率を合意する。
なお、従価単価の算定に必要の諸条件は、当事者間の合意の上、各項目を算定する。

単価〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

発注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

受注者 住所 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
氏名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇 印

細別に関する単価を合意

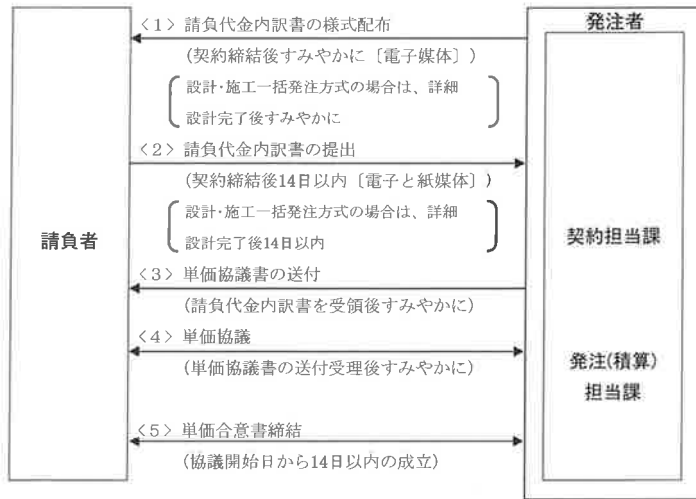
共通仮設費（率計上分）、現場管理費、一般管理費等は額で合意

なお、受発注者に記載のない工種が追加された場合については、従価単価の算定と適用とする。

図－2 単価合意書のイメージ

5. 単価協議・合意の手順

単価協議・合意の手順は以下により行います。



図－3 単価協議・合意の手順

6. 工事内容が変更された場合の扱い

現場条件の変更等により、当初予定していた工事内容とは異なり、当初合意した単価がそのまま使えない場合があります。このため、契約書第24条においては以下のように記載することとしています。

工事請負契約書（請負代金額の変更方法等）

第24条 請負代金額の変更については、数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合、施工条件が異なる場合、単価合意書に記載のない工種が生じた場合又は単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で特別な理由がないときにおいては、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定め、その他の場合にあっては、単価合意書の記載事項を基礎として甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から〇日以内に協議が整わない場合には、甲が定め、乙に通知する。

[注] 〇の部分には、原則として、「14」と記入する。

請負代金額の変更方法については、原則として単価合意書に記載の合意単価等を基礎として請負代金額を変更することとしています。以下のような場合には、単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不適当なことがあるので、変更時の価格を基礎として甲乙協議して定めることとしています。

- ①数量の増減が著しく単価合意書の記載事項に影響があると認められる場合で、特別な理由がないとき

工事材料等の購入量が大幅に増え材料単価が安くなる場合や、大型の機械により施工することで施工単価が安くなる場合など、著しい数量の増減があった場合。

- ②施工条件が異なる場合で、特別な理由がないとき

設計図書と現場条件に相違があった場合や、発注者から工事目的物の構造や材料規格について変更を指示した場合など、施工条件が異なる場合。

- ③単価合意書に記載のない工種が生じた場合で、特別な理由がないとき

単価合意書に添付の単価表又は数量総括表に記載のない項目が生じた場合。

- ④単価合意書の記載事項によることが不適当な場合で、特別な理由がないとき

請負者の任意性が強いものとして当初一式金額で合意した作業土工について、請負者の責に帰すべきでない作業土工の金額変更が生ずる場合など、上記①から③に該当しないが単価合意書に記載の合意単価等を用いることが不適当な場合。

「特別な理由」とは、請負者の責に帰すべきものとして変更の対象にならない場合

や、大幅な数量増減や施工条件変更にもかかわらず単価変動が無い場合などが該当します。なお、特別な理由がないとき」に変更時の価格を基礎とするので、「特別な理由があるとき」は「その他の場合」として単価合意書に記載の合意単価等を基礎とすることとなります。

また、甲乙協議とは、これらを踏まえて、請負代金額の変更部分の総額を協議することです。

さらに、これを踏まえて、発注者側の積算の考え方は以下のとおり考えています。
(a) 直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）の変更額の算定

工事請負契約書第24条においては請負代金変更の際、合意単価以外を用いる4つの場合と合意単価を用いる場合を定めています。これらの場合に用いる積算単価はそれぞれ下記のとおりとしています。なお、単価合意は変更協議等を円滑に行うためのものであり、契約書18条の考え方については、従来と変わるものではありません。

【単価合意書記載の単価以外を用いる場合】

①数量の増減が著しく単価合意書記載の単価に影響があると認められる場合で特別な理由がないとき

当該細別（レベル4）の比率（官積算単価に対する合意単価の比率をいう。以下本項同様）に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。

（例）「掘削（土砂）」の内容が、「普通土30,000m³未満」⇒「30,000m³以上」となるなど官積算単価が変更。

②施工条件が異なる場合で特別な理由がないとき

・既存の細別（レベル4）の積算条件が変更された場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した官積算

単価を乗じる。

（例）ダンプトラック運搬において、指定場所の変更により、運搬距離が変更。（図－4の薄緑のケース）

・既存の工種（レベル2）に、新たな種別（レベル3）または細別（レベル4）が追加された場合は、当該工種（レベル2）の比率に官積算単価を乗じる。

（例）「河川土工」に「盛土補強工」が追加。（図－4の青のケース）

③単価合意書に記載のない工種が生じた場合で特別な理由がないとき

・新規に工種（レベル2）が追加された場合の直接工事費及び共通仮設費（積み上げ分）については、合意した工事と施工体制が異なると判断し、標準積算基準により算出した官積算単価とする。（図－4の赤のケース）

ここで新規工種（レベル2）が追加された場合とは、工事工種体系の工種の用語上で同一の用語となる場合を除く。

なお、実施要領単価合意書（単価表）に記載の「変更時の価格を基礎として協議する」とは、新規工種（レベル2）は官積算単価を使用した上で、請負代金額の変更部分の総額を協議するということである。

④単価合意書記載の単価によることが不適当な場合で特別な理由がないとき

上記①または②に該当しないが、合意単価によることが不適当な場合は、当該細別（レベル4）の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。ただし、当該単価が細別（レベル4）ではなく、工種（レベル2）または種別（レベル3）のものである場合は、当該工種（レベル2）の比率に変更後の条件により算出した官積算単価を乗じる。

（例）「作業土工」（一式）において、目的物の形状変更に伴い数量が増減変更。

【単価合意書記載の単価を用いる場合】

上記①～④以外の場合は、合意単価を用いる。

(例) ①～④に該当しない数量増減変更

以下に、発注者側の単価の変更方法について、簡単なイメージ図を添付します。

7. 最後に

総価契約単価合意方式の導入にあたっては、そもそも、当初の工事の契約内容は何なのか、言い換えると、どこまでが当初工事に含まれているのかを、より明確に示す必要があります。

国土交通省では、平成3年度より、「新土木工事積算大系」の整備に取り組んできました。これは、積算の内容を受発注者間でわかりやすくし、誰が積算しても同じよう

な積算、数量総括表になること、さらには仕様書等の契約書類も統一し、工事目的物が明確に理解できるものにすることです。

今回の総価契約単価合意方式は、この積算大系をベースに、例えば工事内容が変更された場合に、その単価をどのように活用するかも、この大系の柱である積算体系により判断することとしています。

さらに、条件明示の一層の推進もあわせ、工事内容の明確化に努める必要があります。総価契約単価合意方式の取り組みが、受発注者間の適切な変更契約や部分払いの円滑化につながるとともに、引いては受発注者間で良きパートナーシップのもと、よりよい社会資本の整備につながることを期待しています。

【イメージ (築堤・護岸工事における直接工事費の例)】

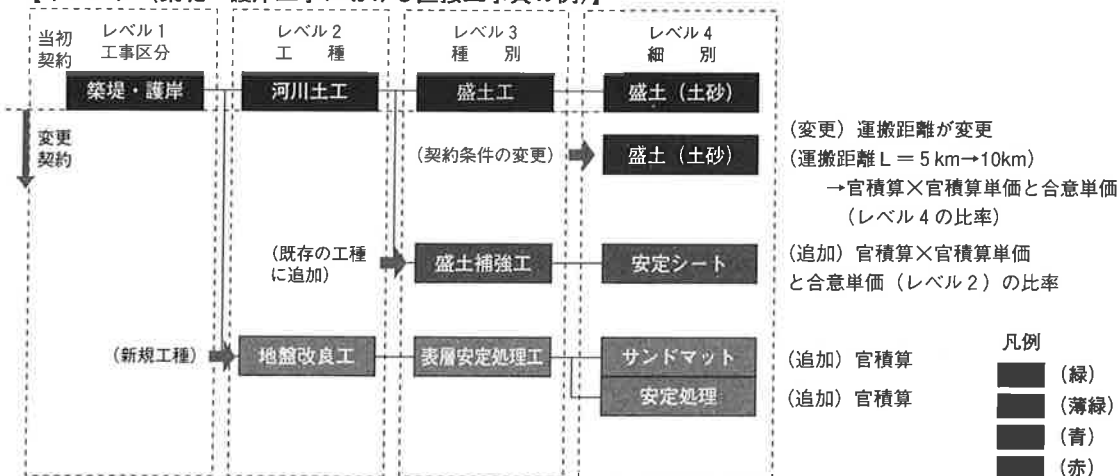


図-4 単価変更の考え方のイメージ

(b) 共通仮設費（率分）、現場管理費、一般管理費等の変更額の算定

間接労務費、工場管理費、共通仮設費（率分）、共通仮設費（イメージアップ経費）、現場管理費、技術者間接費、機器管理費、据付間接費、設計技術費、一般管理費等などの率計算により算出する項目については、(a)の単価を基礎として算出した積算基準書で定める対象額に、変更前の対象額に対する合意金額の比率、積算基準書の率式を利用した変更前後の低減割合を乗じて算出することとします。

連載特集

安全の

はなし①

安全のパラダイム変換

次号予告：元方事業者まで含めたリスクアセスメント

AMHEA ラボ代表

BSC セーフティーディプロマ

杉浦 澄

パラダイムとは其の時点で社会的に確立した概念をいう。わが国における「安全」の現今までのパラダイムとは、おおよそ次のようにいえる。

パラダイム現在；（人に依存する確率安全）

- ・ ヒューマンエラーが主たる災害の原因
- ・ 機器設備は故障させない
- ・ 危険でなければ安全（危険検出型技術）
- ・ 全て確率の対応で受け入れられる
- ・ 対策は結果への是正が妥当で効率的
- ・ 許容リスクは組織保存範囲で決める
- ・ 責任を明確にする

しかし繰り返される災害の事例は、このパラダイムに無理・矛盾があり、抜本的な変換の必要性があることを示す。

パラダイム変換：（人に依存しない確定安全）

I：人は誤る（ヒューマンファクター）

欧米でのコモンセンスとして、「人は誤る、神が許す（To ERR is Human, to forgive divine）」とあるように、人はエラーをするのが本質的な性質であり、むしろこれを「ヒューマンファクター」ととり、「ヒューマンエラー」は災害の本質的原因ではないと考えるべきである。

1. ヒューマンエラーとはなにか？

①わが国においての労働災害の原因として最終的に結論付けられることで「ヒューマンエラー」ほど汎用的に使われているものは他には無い。ここで使われている「ヒュー

マンエラー」は、いわゆる人の誤った行為を過失として、起こった災害の主たる原因とするものである。

②「過失」とは明示された注意義務が存在することが必要である。従って「人」の作業・行動をヒューマンエラーとしてその「過失」を問題にする為には、「人」が要求された作業・使用に関して当然それらが安全にできるような注意義務を洩れなく盛り込んだ安全な「作業マニュアル」等が用意されていなければならない。翻って発生した災害の原因として挙げられるものに、「マニュアルが整備されてなかった」あるいは「マニュアルが用意されてなかった」というのが驚くほど多い。起こった災害が、結果の分析で明らかに「マニュアルが不備」であったと言うのなら、そもそも「人の過失」というものは存在せず、従って「ヒューマンエラー」という原因は有得ない。それらは「ヒューマンファクター」を考慮しない、「不安全な作業マニュアル」であって、そのような「不安全状態」で「人」に作業を命じた組織の管理責任である。

2. ヒューマンファクターの考慮と根本的原因の存在の追究

災害の起こった直前の行動として、必然的に其の作業員によってなされている誤った行為、いわゆる「不安全行動」は「直前の原因」では有るかもしれないが、決して根本原因ではなく、多くの場合に不安全行動をとる理由が存在する。ヒューマンファ

クターを考慮し、人は誤るというパラダイム原則に則って、安易に不安全行動を主因とせず、そのとき「その人」はなぜそのような行動をしたか、した方が良いあるいはせざるを得ないと判断したか、またそもそもなぜできたか、といった潜在する本質的な原因を追究することが極めて重要である。それにより、災害防止に永続的に有効な手段が選択出来る。このパラダイムはリスクアセスメントの根本的要諦であり、確実に考慮されなければならない。

Ⅱ：機器設備はいつかは故障する

どのようにメンテを行っても機器設備はいずれ確率的に故障する。故障しても安全を確保する論理が必要である。

機器・設備の安全確保に対してのパラダイム変換である。機器設備はそもそも設計上で、安全に使用・作業できるものであるべきである。「人は誤る」というパラダイムを踏まえて「安全に機能しない」機器設備は既に其の段階で「人」の作業に供してはならない。さらに保守点検上の安全性確保のために可能な限り、「故障させない」様に設計・製作・維持管理されてはいても、機械、機器、設備は「いつかは（必ず）故障する」という新しいパラダイムを取り入れ、その時に作業者の安全を確保しなければならない。

Ⅲ：危険でなくても安全とは限らない

安全、危険の間には不安という領域がある。「人は誤り、機器設備は故障する」論理に対応し、全ての領域での安全状態を創り出し、災害を起こさせないための安全確認型の論理的な安全構築技術が必要である。

1. 安全—不安—危険の関係

これまでのパラダイムでは「危険」の反対の概念として「安全」と理解されてきた。

それ故、「危険」を管理すれば「安全」を確保できるという概念が定着し、これまで「安全管理」はむしろ「危険管理」と同一視されてきたとも言える。しかし多くの災害が起きているという事実は、「危険」でなければ「安全」とは言い切れない事を示している。これを説明するために、「安全」と「危険」の2つの領域の間には「不安」という領域が存在するという新しいパラダイム論理を良く考慮しなければならない。

これらの3つの領域の関係を図-1に示す。

安全	不	安	危険
1	1 ~ 0	0	

図-1 安全—不安—危険の領域図

2. 「安全」とは何か？

国際規格等によれば、安全とは「受け入れられないリスクから解放されている状態」とされる。「受け入れられないリスク」についての吟味が当然必要となる。

3. 「不安」とは何か？

「危険がないこと」と「安全であること」は同じことでは無い。我々の経験は、危険を感じないといっても必ずしもそれで「安全である」とは言い切れないことを教えている。いわゆる何となく「不安」である状態がそれである。安全の定義に照らせば、「受け入れられないリスク」が存在している状態となる。むしろ我々の身の回りにはこの状態の方が多く「不安が一杯」である。通常この状態の中に、「危険源」（ハザード）が潜在し、その結果として不安な状態となっている。リスクアセスメントはまさにこの領域をアセスメントすることが基本的な目的といえる。

4. 「危険」とはなにか？

一般的な危険（状態）で、漠然とした状態を示す。通常この状態の中に、顕在化し

た「危険源」があり、その結果として危険な状態と認識されている。作業現場においては既に起こった災害事象や誰が考えても危険な状況といったことで、いわば「明らかな危険」と理解している。このような危険は安全管理の当然の義務としてその対応を求められており、法的対応も定められていることが多い。

5. 安全を創りだす論理と技術

安全の確保には、「受け入れられないリスク」をなくすこと、言い換えれば、「危険でない」ことは当然として、さらに「不安でない」という検証、つまり安全状態の創出と其の継続的保持が必須である。この安全確保の構築の論理が「安全確認型論理」である。この安全を創りだし、継続する安全確認型論理構成は、

- ①創出された安全状態を確実に検知・出力し、運転・作業を許可する
- ②検知された安全状態を継続的に出力する
- ③安全検知・出力機能の不全は必ず安全側故障になり、運転・作業を停止する
- ④その結果、確実な安全確保が保証される

これに対して、危険検出型技術論理構成は、

- ①危険状態を検知しなければ安全と見做して運転・作業を許可する
- ②検知された危険状態を出力する
- ③危険検知・出力機能の不全は安全と見做した状態の継続となり、危険側故障になり、運転・作業は停止しない
- ④その結果、危険な状態を継続し、安全は確保されない

安全確認型及び危険検出型の論理において、安全と危険をそれぞれ、「有」(1)、「無」(0)の2値論理で捉えて、それらの安全論理を解りやすく理解できる。

現在までのパラダイムでは「危険でなければ安全」としているため、「危険と検

知・認識されない」危険検出型論理による場合で、「安全」とは限らないにも拘らず、「安全」として取り扱われ、結果として災害に繋がることになる。「安全を創り、確認し続ける」という新しいパラダイムに考え方を変換し、それに基づいた論理・技術により、安全を可能な限り確定的に構築し直して行く必要がある。この為には、適切なリスクアセスメントに基づき、起こりうるリスクのレベルに適切に対応するべきである。特に人命・組織の存亡に関わる重大な災害のリスクの検証と対策においてはこのことが極めて重要である。

Ⅳ：確定的対応と確率的対応の適切な適用

安全には確定対応領域と確率対応領域がある。社会的、人道的に許されず、企業にとって命取りとなる取り返しのつかない災害事例の枚挙にいとまはない。起こる確率に関わらず、安全を確定させるべき領域があるという事を再度良く熟慮すべきである。

1. 安全—不安—危険の不連続関係

①安全—不安—危険の領域

図-1における、「安全」、「危険」、「不安」の3者の表現についてここでよく吟味しておきたい。これらの中で1、0の2者と1～0とは本質的に全くその意味が異なるにも拘らず、それが良く理解されず、その結果として、リスクの把握、見積り、評価及び、特に対策で大きな誤解を定着させて来ており、結果として組織の災害対策の有効性をおおいに損なっている。

②1、0と1～0は本質的に異なる

これまでは1～0は通常、1から0の全てとしていると思われる。つまり、限りなく突き詰めていけば、そのまま連続して1および0に等しくなると思われている。数式で表せば、 $0 \leq x \leq 1$ と表現される。しかし、ここでの「～から」は「～を越えて、

～を超えず」と言う意味であり、決してそのまま連続して1および0に等しくはならない。 $0 < x < 1$ と表現される。この不連続性を正しく認識する必要がある。

③ 1、0は確定領域、1～0は確率領域

このように2つの領域がどこまで行っても、本質的に異なるものであることを明確に認識すれば、その当然の帰結として、両者の取り扱いを区分したほうが良いと考えるのが自然である。つまり、1、0を確定領域として、そこでは確定的な対応により安全を可能な限り確定的に確保することが求められること、及び1～0は確率領域として、そこでのリスクに適切に応じて、確率的な対応でも可能とすることが論理的に導かれる。

2. 確定安全の意味と必要性

「安全」とは「受け入れられないリスクの無い状態」であった。ここから更に一步進めて「あらゆるリスクがなく、確定的に安全が確保された状態」を「確定安全」と定義できる。ここでは、安全が有(1)とは、リスクが無(0)となる状態、つまり、リスクがゼロであることを示す。このような「確定安全」はなぜ必要であろうか。そのキーワードは起こる確率に無関係に災害の結果の「回復不可能性」に尽きる。人の死亡、重度災害、大規模災害、組織の致命的な損害といった「回復不可能な状態」は、起こってしまえばどのような理由があっても社会的に許されることは殆どなく、組織として甚大なダメージを蒙るので、確定的に回避することが求められる。

3. 確率安全の適用の客観性

確率安全においては当然そのリスク事象の発生すると思われる確率を見積もる。確率の見積りには大きく分類して、主観的確率と客観的確率がある。客観的確率データが殆ど無いような場合には、通常主観的確

率データを用いることが多い。但し主観的確率は文字通り、判断する人の主観によってその値が変りやすく、特に自己の利害得失に関係する場合その不確かさを顕著に増すことは大方が納得することであり、それもまたヒューマンファクターと言える。この意味で主観的確率の限界を明確に認識し、その弊害を可能な限り是正し、客観性を持たせる為の知恵と工夫が必要である。

V：対策は本質的原因への予防が肝要

危険源と其れへの暴露行為というリスクのたった2つの本質的原因要素の体系的・論理的アセスメントによる把握と、それらを可能な限り消滅・回避する本質的予防対応が効率的で肝要である。

リスクアセスメントの結果に対して、安全対策は「膨張政策」でなく、「縮小政策」を原則とする。つまり、本質安全対策として、まず優先して、危険源／暴露（危険作業）を本質的に消滅・回避し、それらのリスクを消滅・回避する。その次に、安全防護対策として、消滅・回避できないとしたリスクの顕在化時の防護対策を行う。ここで重要なことは、リスク対策において、何を原因とし、その対策としたかが明確である、つまり、危険源／暴露（危険作業）と安全防護対策は正確に対応している、いわゆる、的を射た対策でなければならない。本質安全対策と安全防護対策の決定的な相違は、

1. 本質安全対策はリスクの原因に対して打つ予防措置である。
2. 安全防護対策はリスクの結果に対して打つ活性化及び／又は再発の防止措置である。

よって両者は根本的に異なる行為であること、および対策はまず予防措置を優先すべきであることを明確に認識する必要がある。

る。

Ⅵ：許容リスクの罠に惑わされない

企業の自己保存判断を過度に優先せず、社会的要請を踏まえて、許容リスクレベルの概念の要求を注意深く吟味しマネジメントするべきである。単なる許容リスク値としての数値の罠に惑わされず、その内包する意味を熟慮する。

- ・ 許容リスクはリスクの2つの要素に対して、体系的、論理的に定める。
- ・ 災害の重大性と起こりうる可能性は等価ではないので許容リスクを一様に捉えてはならない。回復不可能な災害である確定リスクに対しては特に慎重に吟味対応する。
- ・ 許容するのは、社会であって、自己組織ではない。

どのような事態に対しても、明確にその設定と選択の合理性が社会的に弁証できるものであることが求められる。

Ⅶ：安全遂行権限を明確にする

責任主体では出来にくい本質的原因対応を行うためには、安全管理者においての実行権限の明確化と組織全体層での弁証責任（アカウントビリティー）の確立が必須である。

「アカウントビリティー」（Accountability）はあらゆるマネジメントにおいての根幹的要素である。

1. 一般的に「説明責任」とされることが多い。しかし、「説明責任」は甚だ軽く、便宜的に捉えられる傾向があり、「説明すればよい責任」といった風に使われやすい。「説明」はアカウントビリティーの一つの側面でしかない。
2. アカウントビリティーとは、個々の明示された実行責任を果たした事実を、ど

のようにでも、文書、記録で証明でき、自己存在の正当性を弁証できる状態にあることである。従って、「弁証責任」の方がよりの確にアカウントビリティーの特質を示している。

3. この弁証責任の説明と、責任は権限と能力を要求するというマネジメント理論によれば、アカウントビリティーの要件として、「実行する責任」、「果たすための権限」、「果たすための能力」、「証明するための文書、記録」があることが容易に推論できる。

よって、アカウントブルであるためには組織階層の全てのレベルにおいて、

- ① 個々の責任が明確に定められている
- ② その責任を実行できる確実な権限が与えられている。特に推進権限と停止権限の関係を明確にしている
- ③ 必要な組織のリソースと個々の能力が確保されている
- ④ あらゆる形態の否定要素の入らない、事実に基づく実行の報告/記録システムが確立している

このアカウントビリティーを構成する4つの要件の相互関係を「アカウントビリティーの2R2A」といい、図-2に示す。これまで述べたように、現在のパラダイムを変換し、人に依存せず、論理と其の具現化技術を基に、社会的に弁証できる安全マネジメントを構築するという新しい安全のパラダイムを共有できる社会が望まれる。



図-2 「アカウントビリティーの2R2A」

連合会だより

平成21年度 事業報告

1. 会議

(1) 総会

通常総会

- 平成21年5月25日(月) ホテルボール麹町
 ・第1号議案 平成20年度事業報告及び収支決算に関する件
 ・第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算に関する件
 ・第3号議案 一部理事の交替に関する件
 ・第4号議案 継続的専門能力啓発システム基金規程の一部改正に関する件

(2) 理事会

通常理事会

- 平成21年5月25日(月) ホテルボール麹町
 ・第1号議案 平成20年度事業報告及び収支決算に関する件
 ・第2号議案 平成21年度事業計画及び収支予算に関する件
 ・第3号議案 一部理事の交替に関する件
 ・第4号議案 継続的専門能力啓発システム基金規程の一部改正に関する件

臨時理事会

- 平成21年11月27日(金) 東海大学校友会館
 ・第1号議案 提案書の提出に関する件

通常理事会

- 平成22年3月27日(金) アルカディア市ヶ谷
 ・第1号議案 平成22年度暫定予算に関する件
 ・第2号議案 平成22年度事業計画に関する件
 ・第3号議案 平成21年度表彰事業に関する件
 ・第4号議案 会費の減額に関する件

(3) 技術論文等表彰式

- 平成21年5月25日(月) ホテルボール麹町
 ・「表彰規程」に基づく表彰式
 ・技術論文表彰式
 ・感謝状贈呈式

(4) 事務局長会議

- 平成21年6月23日(火) マツダホール
 ・技士会活動の今後の運営について
 ・公益法人改革について

(5) 実務担当者会議

- 平成21年12月14日(月) 東京国際フォーラム
 ・全般の業務について
 ・CPDSについて

2. 委員会

(1) 企画運営委員会

- 平成21年5月18日(月) 東京ステーションコンファレンス
 ・平成20年度事業報告及び収支決算について
 ・平成21年度事業計画及び収支予算について
 ・一部理事の交替について
 ・土木施工管理技士会の活動・財務の当面の運営について
 ・継続的専門能力啓発システム基金規程の一部改正について

平成21年11月5日(木) スペースTOKU

- ・国土交通省との意見交換会について
 ・公益法人改革の検討・剰余金の処理について

平成22年3月17日(木) 東京ステーションコンファレンス

- ・平成22年度暫定予算について
 ・平成22年度事業計画について
 ・平成21年度表彰事業について
 ・会費の減額について

(2) 技術委員会並びに土木施工管理/CPDS評議会

- 平成22年2月3日(木) アルカディア市ヶ谷
 ・CPDSの現状と課題

(3) 編集・講習委員会

- 平成22年2月3日(木) アルカディア市ヶ谷
 ・技士会連合会図書改訂計画について
 ・図書新刊・廃刊について
 ・JCMセミナーについて
 ・監理技術者講習について

(4) 会誌「JCMマンスリーレポート」編集委員会

平成21年6月18日(木) アルカディア市ヶ谷

平成21年10月8日(木) アルカディア市ヶ谷

平成22年2月16日(火) アルカディア市ヶ谷

(5) 技術論文審査委員会

- 平成22年4月8日(木) 日比谷松本楼
 平成22年5月12日(木) 日比谷松本楼
 平成22年5月14日(金) 日比谷松本楼

(6) 企画運営委員会臨時幹事会

- 平成21年10月13日(火) アルカディア市ヶ谷
 ・公益法人改革について
 ・今後の運営について
 ・CPDSについて

(7) 他法人の設置する委員会への参加

- ① 建設工事事故対策検討委員会 (財国土技術研究センター主催)
 委員 猪熊 明 (本会 専務理事)
 ② 継続教育実施委員会 (社)土木学会主催
 委員 猪熊 明 (本会 専務理事)
 ③ 建設系CPD協議会 建設系CPD協議会主催
 委員 猪熊 明 (本会 専務理事)

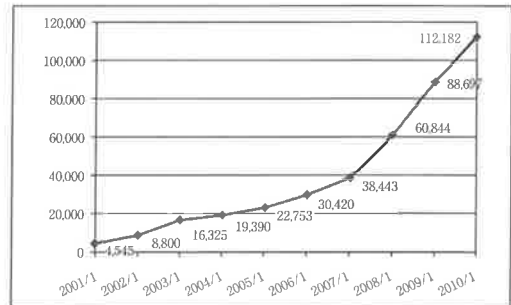
3. 会員状況 (平成22年3月31日現在)

- ・正会員 49技士会
 ・正会員に所属する土木施工管理技士 92,531人
 (前年同期 82,608人)

4. CPDS (継続学習制度) 事業

- ・CPDS管理システムの運営
 ・CPDS加入者登録 (平成22年1月現在加入者数112,182人)
 ・CPDS技術者証の発行、プログラム認定、履歴登録、履歴証明書の発行
 ・CPDS評議会の運営
 ・Web - CPDS自宅学習システムの運営

CPDS加入者数



公共工事の技術評価項目に採用している行政機関
(2010年4月現在JCM調査による)

種類	行政機関			
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	北海道開発局	東北地方整備局	関東地方整備局	北陸地方整備局
	陸地方整備局	中部地方整備局	近畿地方整備局	中国地方整備局
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	国土地方整備局	四国地方整備局	九州地方整備局	沖縄県
	総務省	国土交通省	建設省	国土交通省
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	北海道	青森県	宮城県	秋田県
	岩手県	山梨県	長野県	岐阜県
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	富山県	石川県	福井県	滋賀県
	大阪府	兵庫県	和歌山県	鳥取県
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	岡山県	広島県	山口県	徳島県
	香川県	愛媛県	高知県	福岡県
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	佐賀県	熊本県	大分県	鹿児島県
	沖縄県	さいたま市	千葉市	金沢市
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	小松市	静岡市	広島市	宇部市
	高知市	福山市	松江市	江田島市
総合評価の入札での配置予定技術者評価で取得ユニットに応じて加算	徳島県	愛媛県	宮崎県	鹿児島県
	安芸高田市	広島市	松江市	江田島市

※アンダーラインは4月から

5. 講習の実施

(1) 監理技術者講習 (連合会主催講習)

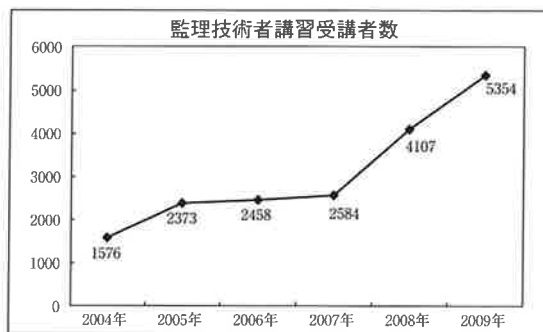
・開催技士会数: 18 (20年度: 17)

・開催地

開催地	回数	受講者数
北海道	21回	1,247名
青森	2回	114名
水戸	2回	74名
東京	4回 (連合会)	259名
山梨	6回	277名
新潟	2回	62名
富山	2回	138名
福井	2回	96名
愛知	1回	128名
京都	1回	32名
鳥取	3回	430名
広島	4回	562名
山口	2回	284名
徳島	2回	102名
香川	4回	389名
愛媛	5回	331名
高知	5回	456名
福岡	2回	151名
宮崎	4回	302名

74回

5,354名



6. 表彰

(1) 正会員 表彰

(表彰規程第2条-基準1のイ～ホ) 4 技士会

(2) 技士会の会長 表彰

(表彰規程第3条-基準2の(2)のイ) 1 名

(3) 技士会の役員 表彰

(表彰規程第3条-基準2の(2)のロ) 56名

(4) 技士会の職員 表彰

(表彰規程第3条-基準2の(2)のハ) 20名

(5) 優良工事従事技術者 表彰

(表彰規程第4条第2項) 93名

(6) 特別の功労者 表彰

(表彰規程第5条) 1 名

7. 国土交通省との意見交換会

(1) 連合会と国土交通省との意見交換会

平成21年11月27日(金) 「平成21年度国土交通省に対する提案事項」

- ・技士の技術力・社会的地位の向上
- ・施工管理技術の発展
- ・施工管理の合理化・信頼性の向上

(2) ブロック別 意見交換会等の実施

地 方	日 程	主 な 議 題
北 海 道	平成22年 2 月16日	CPDSの評価、施工効率化
東 北	平成22年 2 月24日	総合評価、設計変更
関 東	隔年実施のためなし	
北 陸	平成22年 2 月22日	設計変更、提出書類
東 海	平成21年11月26日	今後の社会基盤整備の在り方
近 畿	平成22年 2 月23日	提出書類、ワンデイレスポンス
中 国	平成21年 8 月 3 日	設計変更、総合評価
中国・四国	平成21年11月19日	提出書類、施工の効率化
四 国	平成21年 4 月24日	監理技術者の状況説明、ワンデイレスポンスの運用
九州・沖縄	平成21年10月30日	3 者会議の進め方

8. 会誌「JCMマンスリーレポート」の発行、ホームページの維持・強化

- ・マンスリー発行部数 月平均 66,000部
- ・内 訳 会員への配布部数 65,000部
- ・その他配布部数 1,000部
- ・発行月 平成20年 5 月～平成21年 3 月 年 6 回
- ・内 訳 B 5 判平均20～28頁隔月 (5、7、9、11、1、3月)

9. テキスト・技術論文集及び技術図書の作成・改訂及び提供・販売

- ・第14回土木施工管理技術論文報告集 3,500部
- ・技術図書販売部数 収支計算書 (特別会計) 収入の部 備考 参照

10. 第3回土木施工管理技士に関するアンケートの実施

- ・1,914名の技士の技士会活動や発注者に対する要望などの調査
- ・結果を報告書に取り纏め、公開した。

11. 受託事業

- 平成21年度建設工事事故情報管理業務
委 託 者 財団法人技術研究センター
- 建設系CPD協議会事務局業務
委 託 者 建設系CPD協議会

12. 公益法人改革に対する適切な対処

- ・公益法人改革に関する情報の収集、適切な対処

貸借対照表総括表（案）
平成22年 3月31日現在

(単位：円)

科 目	合 計		一 般		特 別	
	当年度	前年度	当年度	前年度	当年度	前年度
I. 資産の部						
1. 流動資産						
現金	324,095	99,976	143,601	26,548	180,494	73,428
預金	34,137,483	47,643,118	19,666,225	36,791,965	14,471,258	10,851,153
未収会費	1,362,000	0	1,362,000	0	0	0
未収金	382,582	7,942,170	119,500	0	263,082	7,942,170
在庫品（図書）	3,956,819	5,812,113	0	83,240	3,956,819	5,728,873
前払金	1,002,720	350,000	0	0	1,002,720	350,000
特別会計仮払金	35,624,934	38,480,409	35,624,934	38,480,409	0	0
一般会計仮払金	0	0	0	0	0	0
流動資産計	76,790,633	100,327,786	56,916,260	75,382,162	19,874,373	24,945,624
2. 固定資産						
退職給与引当資産	13,081,200	18,504,265	12,503,000	17,284,765	578,200	1,219,500
財務安定化基金	75,225,000	75,000,000	75,225,000	75,000,000	0	0
特定費用準備資金（CPDS）	80,561,209	39,446,909	80,561,209	39,446,909	0	0
特定費用準備資金（システム開発）	114,410,969	74,155,259	114,410,969	74,155,259	0	0
什器備品	1,005,952	892,441	1,005,952	892,441	0	0
電話加入権	335,695	335,695	335,695	335,695	0	0
敷金	6,518,688	5,738,688	6,518,688	5,738,688	0	0
無形固定資産（システム開発費）	41,927,950	32,166,806	36,474,949	25,468,243	5,453,001	6,698,563
固定資産計	333,066,663	246,240,063	327,035,462	238,322,000	6,031,201	7,918,063
資産合計	409,857,296	346,567,849	383,951,722	313,704,162	25,905,574	32,863,687
II. 負債の部						
1. 流動負債						
未払金	8,841,900	0	8,841,900	0	0	0
前受金	13,014,500	17,711,600	13,014,500	17,711,600	0	0
預り金	931,819	845,398	869,936	667,139	61,883	178,259
未払法人税等	70,000	70,000	0	0	70,000	70,000
未払消費税等	2,083,000	4,298,600	1,570,376	3,779,597	512,624	519,003
一般会計仮受金	35,624,934	38,480,409	0	0	35,624,934	38,480,409
流動負債計	60,566,153	61,406,007	24,296,712	22,158,336	36,269,441	39,247,671
2. 固定負債						
退職給与引当金	13,081,200	18,504,265	12,503,000	17,284,765	578,200	1,219,500
CPDS準備資金引当金	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,000,000	0	0
固定負債計	23,081,200	28,504,265	22,503,000	27,284,765	578,200	1,219,500
負債合計	83,647,353	89,910,272	46,799,712	49,443,101	36,847,641	40,467,171
III. 正味財産の部						
一般正味財産	326,209,943	256,657,577	337,152,010	264,261,061	△10,942,067	△7,603,484
（うち特定資産への充当額）	283,278,378	207,106,433	282,700,178	205,886,933	578,200	1,219,500
正味財産合計	326,209,943	256,657,577	337,152,010	264,261,061	△10,942,067	△7,603,484
負債及び正味財産合計	409,857,296	346,567,849	383,951,722	313,704,162	25,905,574	32,863,687

平成22年事業計画

平成22年 4月1日～平成23年 3月31日

1. 土木施工管理技士の技術力の維持及び向上
 - (1) 土木施工管理技士を対象とする研修及び講習会の実施
 - ① 継続学習制度（CPDS）の推進
 - ・ CPDSの管理運営（評議会の運営、技術者証発行等）
 - ・ CPDSに関する技士会に対する助成の実施
 - ② 監理技術者講習の推進
 - ・ 監理技術者講習の実施、講習に関する技士会に対する助成の実施
 - ③ JCMセミナーの推進
 - ・ JCMセミナーの推進の実施
 - ・ DVDによるJCMセミナーの試験的な実施
 - (2) 県等技士会の実施する技術研修及び現場見学会に対する支援
 - ① 講習・研修テキストの提供・紹介
 - ② 講習・研修の講師及び現場見学地の紹介
 - (3) 土木施工管理技術論文の募集・表彰・及びその活用
2. 土木施工管理技士の社会的地位の向上
 - (1) 技士・技士会等の表彰事業の実施
 - (2) 土木施工管理技士会倫理要綱の周知・広報
 - (3) 組織拡充のための活動

3. 土木施工管理技士の業務の進歩及び改善に関する調査研究

- (1) 継続学習制度の効果の研究

4. 土木施工管理技士に関する制度の普及及び協力

- (1) 国土交通省との意見交換会
 (2) ブロック毎の国土交通省・県などとの意見交換会
 (3) 県との意見交換会での技士会に対する助成の実施

5. 本会の目的達成に必要な業務の受託

- (1) 工事事務情報管理検討業務 (SASセンターの運営)

6. 土木施工管理技術に関する情報の収集及び提供

- (1) 会誌「JCMマンスリーレポート」の発行
 (2) ホームページによる情報提供
 (3) 土木施工管理技術に関する図書の発行
 ① (既) 指定技術講習用テキスト (3分冊) (平成21年版)
 ② (既) 土木工事写真の手引き (平成22年度改訂予定)
 ③ (既) 土木工事安全施工技術指針の解説 (平成13年版) 22年度改訂予定
 ④ (既) 良いコンクリートを打つための要点 改訂7版 (平成18年度)
 ⑤ (既) 「人」から見た事故防止・建設現場のヒューマンエラー (平成12年版) 改訂検討
 ⑥ (既) 平成21年度土木施工管理技士に関するアンケート結果 (平成21年度版)

- ⑦ (既) 仮設構造物の設計 (土留工) (平成18年版)
 ⑧ (既) 土木施工管理技士が知っておくべき公共工事検査
 ⑨ (新) 土木工事安全施工技術指針 (平成21年度)
 ⑩ (新) 第15回土木施工管理技術論文集 (平成22年度版) 発行予定
 ⑪ (新) 監理技術者講習テキスト改訂3版 (平成21年版) 改訂予定
 ⑫ (新) 現場の失敗 発行検討
 (4) CPDSに関する情報発信
 (5) 監理技術者講習に関する情報発信
 (6) 工事事務情報管理システム (SASセンター) の管理運営
 (7) 関係機関設置の委員会への参加・協力
 ① 建設工事事務対策検討委員会 (財) 国土技術研究センター
 ② 継続教育実行委員会 (財) 土木学会
 ③ 建設系CPD協議会

7. 土木施工管理技士に関する国際交流、その他必要な事業

- (1) 国内他団体との情報交換

8. 公益法人改革に対する適切な対処

- (1) 社団法人の種別・中長期計画の検討
 (2) 定款変更の検討

収支予算書総括表 (案)

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

(単位:円)

科 目	合 計	一般会計	特別会計	備 考
I. 事業活動の部				
1. 事業活動収入				
入会金収入	100,000	100,000	0	
会費収入	93,903,000	93,903,000	0	
事業収入	14,000,000	0	14,000,000	
技術研修収入	162,480,000	162,480,000	0	
研究発表収入	3,800,000	3,800,000	0	
広告料収入	900,000	900,000	0	
雑収入	200,000	100,000	100,000	
事業活動収入合計	275,383,000	261,283,000	14,100,000	
2. 事業活動支出				
事業費	140,714,000	126,714,000	14,000,000	
管理費	87,085,000	71,126,000	15,959,000	
事業活動支出合計	227,799,000	197,840,000	29,959,000	
事業活動収支差額	47,584,000	63,443,000	△15,859,000	
II. 投資活動の部				
1. 投資活動収入	0	0	0	
2. 投資活動支出	46,152,000	45,573,000	579,000	
投資活動収支差額	△46,152,000	△45,573,000	△579,000	
III. 財務活動の部				
1. 財務活動収入	0	0	0	
2. 財務活動支出	0	0	0	
財務活動収支差額	0	0	0	
IV. 予備費支出	1,000,000	900,000	100,000	
当期収入合計	275,383,000	261,283,000	14,100,000	
当期支出合計	274,951,000	244,313,000	30,638,000	
当期収支差額	432,000	16,970,000	△16,538,000	

収支計算書に対する注記

・本書は、平成17年3月23日の「公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申し合わせ」に準拠している。

表彰事業

表彰者名簿

一、正会員

(表彰規程第2条)

長野県土木施工管理技士会
 (社)静岡県土木施工管理技士会
 (社)鳥取県土木施工管理技士会
 (社)高知県土木施工管理技士会

一、土木施工管理技士会の役員

(表彰規程第3条-基準2の(2)のロ)

小野澤 潔 (社)北海道土木施工管理技士会
 磯田 憲生 (社)北海道土木施工管理技士会
 乗田 伸一 青森県土木施工管理技士会
 佐山 一郎 宮城県土木施工管理技士会
 伊藤 俊悦 秋田県土木施工管理技士会
 野口 和明 群馬県土木施工管理技士会
 須藤 富雄 埼玉県土木施工管理技士会
 桑原 誠 山梨県土木施工管理技士会
 藤田 直也 新潟県土木施工管理技士会
 大島 竹勝 新潟県土木施工管理技士会
 笹岡 義則 富山県土木施工管理技士会
 久保田一成 岐阜県土木施工管理技士会
 植松 盛雄 (社)静岡県土木施工管理技士会
 岩田 直哉 三重県土木施工管理技士会
 今井 守 京都府土木施工管理技士会
 水田 友樹 兵庫県土木施工管理技士会
 小川宮太郎 和歌山県土木施工管理技士会
 大柄 司 (社)鳥取県土木施工管理技士会
 渡部 國雄 島根県土木施工管理技士会
 平山 孝夫 広島県土木施工管理技士会
 小松謙二郎 山口県土木施工管理技士会
 安達 公嗣 徳島県土木施工管理技士会
 松本 紘一 香川県土木施工管理技士会
 藤本 達郎 愛媛県土木施工管理技士会
 嶋崎 勝昭 (社)高知県土木施工管理技士会
 増山 富博 長崎県土木施工管理技士会
 前川 浩志 熊本県土木施工管理技士会
 安永 和利 大分県土木施工管理技士会

一、土木施工管理技士会の会長

(表彰規程第3条-基準2の(2)のイ)

山田 壽久 (社)静岡県土木施工管理技士会

盛永 孝之 (社)北海道土木施工管理技士会
 細谷地平八 (社)北海道土木施工管理技士会
 南 直之進 青森県土木施工管理技士会
 村田 秀彦 宮城県土木施工管理技士会
 大沼 武且 秋田県土木施工管理技士会
 水上 正男 埼玉県土木施工管理技士会
 西尾 誠 千葉県土木施工管理技士会
 小松 秀樹 長野県土木施工管理技士会
 高橋 政徳 新潟県土木施工管理技士会
 藤井 秀之 富山県土木施工管理技士会
 門寺 巧 石川県土木施工管理技士会
 前田 重宏 岐阜県土木施工管理技士会
 土屋 順一 (社)静岡県土木施工管理技士会
 大谷 正一 福井県土木施工管理技士会
 信田 芳明 京都府土木施工管理技士会
 矢追 盛賢 奈良県土木施工管理技士会
 松原 丈保 和歌山県土木施工管理技士会
 小倉 佳美 (社)鳥取県土木施工管理技士会
 福岡 久八 島根県土木施工管理技士会
 藤井 博昭 広島県土木施工管理技士会
 前田 吉信 山口県土木施工管理技士会
 藤原 功久 徳島県土木施工管理技士会
 高橋 正旺 愛媛県土木施工管理技士会
 岩市 卓雄 (社)高知県土木施工管理技士会
 梅野 和彦 長崎県土木施工管理技士会
 堀田 信治 熊本県土木施工管理技士会
 麻植 義雄 大分県土木施工管理技士会
 田村 努 宮崎県土木施工管理技士会

一、土木施工管理技士会の職員

(表彰規程第3条-基準2の(2)のハ)

藤根 記子 (社)岩手県土木施工管理技士会
 加藤小百合 秋田県土木施工管理技士会
 荒木 孝彦 群馬県土木施工管理技士会
 森田 浩文 島根県土木施工管理技士会
 岩倉加代子 広島県土木施工管理技士会
 片岡 順子 広島県土木施工管理技士会
 中倉由紀江 徳島県土木施工管理技士会
 田中丸孝子 佐賀県土木施工管理技士会
 地頭所尊文 長崎県土木施工管理技士会
 市来 照男 宮崎県土木施工管理技士会
 戸沢志津子 秋田県土木施工管理技士会
 円谷 次夫 福島県土木施工管理技士会
 白井 寛 神奈川県土木施工管理技士会
 松浦 孝吉 島根県土木施工管理技士会
 竹下ゆかり 広島県土木施工管理技士会
 西川 美紀 徳島県土木施工管理技士会
 有田 元士 (社)高知県土木施工管理技士会
 遠藤 恵子 佐賀県土木施工管理技士会
 尾上ひろみ 長崎県土木施工管理技士会
 日高 哲也 宮崎県土木施工管理技士会

一、優良工事従事技術者

(表彰規程第4条第2項)

高橋 英樹	(社)北海道土木施工管理技士会	木村 俊幸	(社)北海道土木施工管理技士会
宮川 智	(社)北海道土木施工管理技士会	日沖 哲也	(社)北海道土木施工管理技士会
武内 隆典	(社)北海道土木施工管理技士会	鈴木 淳	(社)北海道土木施工管理技士会
宮本 裕一	(社)北海道土木施工管理技士会	千葉 紀雄	青森県土木施工管理技士会
竹越 仁志	青森県土木施工管理技士会	伊藤 裕治	(社)岩手県土木施工管理技士会
安部 成章	(社)岩手県土木施工管理技士会	寺島 平治	宮城県土木施工管理技士会
村上 勝哉	宮城県土木施工管理技士会	小林 正	秋田県土木施工管理技士会
村上 幸二	秋田県土木施工管理技士会	佐々木秀一	福島県土木施工管理技士会
渡部 弘和	福島県土木施工管理技士会	北岡 隆史	栃木県土木施工管理技士会
小林 利光	群馬県土木施工管理技士会	戸井 祐樹	埼玉県土木施工管理技士会
藤牧 和夫	埼玉県土木施工管理技士会	鈴木 篤	千葉県土木施工管理技士会
内野 寿男	東京土木施工管理技士会	梶山 雅生	東京土木施工管理技士会
渡辺 幸喜	東京土木施工管理技士会	永井 一志	神奈川県土木施工管理技士会
栗原 喜朗	山梨県土木施工管理技士会	篠原 久	山梨県土木施工管理技士会
畑 一成	長野県土木施工管理技士会	大前 博之	長野県土木施工管理技士会
鎌倉 康	長野県土木施工管理技士会	山田登喜夫	新潟県土木施工管理技士会
相田 晋司	新潟県土木施工管理技士会	多田 智行	新潟県土木施工管理技士会
清野 英喜	新潟県土木施工管理技士会	竹島 健児	富山県土木施工管理技士会
古川 智	富山県土木施工管理技士会	坂田 親紀	石川県土木施工管理技士会
葛谷 康弘	岐阜県土木施工管理技士会	森島 弘雄	岐阜県土木施工管理技士会
二村 康孝	岐阜県土木施工管理技士会	横山 和	(社)静岡県土木施工管理技士会
木内 寿英	(社)静岡県土木施工管理技士会	望月 隆徳	(社)静岡県土木施工管理技士会
山下 淳一	愛知県土木施工管理技士会	林 政男	愛知県土木施工管理技士会
前田 敏和	三重県土木施工管理技士会	松本 晋一	三重県土木施工管理技士会
関根 俊等	福井県土木施工管理技士会	谷根 規之	福井県土木施工管理技士会
山田 義正	滋賀県土木施工管理技士会	紙野 光彦	兵庫県土木施工管理技士会
神山 俊樹	兵庫県土木施工管理技士会	西中 淳一	(社)鳥取県土木施工管理技士会
吉田 哲史	(社)鳥取県土木施工管理技士会	小田原茂樹	鳥根県土木施工管理技士会
加本 雅美	鳥根県土木施工管理技士会	菅谷 文成	鳥根県土木施工管理技士会
佐々木祥至	岡山県土木施工管理技士会	松村健一郎	岡山県土木施工管理技士会
板倉 雅城	広島県土木施工管理技士会	大段 秀治	広島県土木施工管理技士会
田川 明	広島県土木施工管理技士会	村竹 敏彦	広島県土木施工管理技士会
小川 治彦	山口県土木施工管理技士会	岡崎 実典	山口県土木施工管理技士会
福田 一郎	山口県土木施工管理技士会	松尾 有二	徳島県土木施工管理技士会
黒川 吉則	徳島県土木施工管理技士会	東滝 大和	香川県土木施工管理技士会
多田 真二	香川県土木施工管理技士会	菅 勝	愛媛県土木施工管理技士会
松木 則光	愛媛県土木施工管理技士会	稲本 孝好	愛媛県土木施工管理技士会
久岡 和展	(社)高知県土木施工管理技士会	白川 剛	(社)高知県土木施工管理技士会
浦岡 征右	(社)高知県土木施工管理技士会	本田貞四郎	長崎県土木施工管理技士会
田原 享介	長崎県土木施工管理技士会	木下 博文	長崎県土木施工管理技士会
立川真一郎	熊本県土木施工管理技士会	國本 雅宏	熊本県土木施工管理技士会
久保田高司	大分県土木施工管理技士会	弦本 努	大分県土木施工管理技士会
中尾 建治	宮崎県土木施工管理技士会	花房 輝政	宮崎県土木施工管理技士会
津田 兼児	宮崎県土木施工管理技士会	池原 清雄	沖縄県土木施工管理技士会
與座 嘉勝	沖縄県土木施工管理技士会	笹倉 健司	日本橋梁建設土木施工管理技士会
佐藤 智実	日本橋梁建設土木施工管理技士会	富田 隆史	日本橋梁建設土木施工管理技士会
元川 貴文	日本橋梁建設土木施工管理技士会		

一、特別の功労者

(表彰規程第5条)

十河 茂幸 (社)北海道土木施工管理技士会

技術論文表彰

第14回土木施工管理技術論文・技術報告表彰者一覧表

	表彰の 種類	技士会	著者名	標 題	会社名	賞金 (万円)	ユニ ット
技術論文	最優秀論文賞	宮 崎	大神 浩一	現場におけるKY活動と安全教育・訓練の工夫について	湯川建設㈱	10	30
	ITマネジ メント賞	青 森	藤森 幸太	情報通信技術を用いた道路土工の品質向上	㈱脇川建設工業所	7	
	優秀論文賞	東 京	芳崎 貴彦 余宮 正一	異径の泥土圧シールド同士の正面地中接合について	㈱フジタ		
		日本橋 梁建設	牟田 圭造	台船上での桁組立および台船一括架設	㈱横河ブリッジ		
			川島 徹 中川 実	機能分離型支承の反力壁コンクリートの施工について			
			小永吉知華	活線を跨ぐ鋼製門型橋脚の回転架設施工について			
技術報告	優秀報告賞	北海道	杉山 忍	舗装作業におけるローラー前後進時の安全管理について	川田工業㈱	2	20
		宮 城	洲崎 靖彦	鋼管杭打込み工法における偏心量精度の確保	熱海建設興業㈱		
			永沼 泰	離島における循環型社会づくりへの取組み	佐藤工業㈱		
		東 京	本田 省吾 山崎 和志 河合 敏明	シールドマシン躯体壁直接切削による立坑躯体鏡部のセパレーター処理について	飛鳥建設㈱		
			中村哲世 林 尚孝 金井 大輔	上空障害物とクレーンブーム先端の接触防止策の改善	飛鳥建設㈱		
			杉浦 章夫	捨石護岸背面の吸出し防止シート設置方法の一工夫	みらい建設工業㈱		
			佐 賀	成清 弘文	地盤改良の攪拌時間と一軸圧縮強度の関係について		

平成22年5月24日(月)16時30分より、本会総会後に優良表彰・技術論文表彰式が開催されました。技術論文59編、技術論文90編計149編の応募がありました。論文審査については、国土交通省甲村技監を委員長とする審査委員会で審査が行われました。表彰式では、甲村委員長から各入賞作品に講評をいただきました。



講評：甲村委員長

表彰状授与（右：小林会長）
最優秀論文賞受賞者（左：大神氏）

平成 22 年度 JCM セミナーのご案内 (CPDS 認定講習、最大 8 ユニット)
「土木工事安全施工技術指針 (平成 21 年改訂版)」と「平成 21 年度第 14 回土木施工管理技術論文報告集」
主催：(社)全国土木施工管理技士会連合会 (JCM)

■ 施工管理に関する講習会を下記日程で開催いたします。多数ご参加くださいますようお願い申し上げます。

■ 講習の内容

- ・「土木工事安全施工技術指針(平成21年改訂版)」(新刊)改訂内容を中心に説明。図書は、技士だけでなく発注者やコンサルタントの方にも大変参考になります。
- ・「平成21年度第14回土木施工管理技術論文報告集」146編の論文から各受賞作を中心に紹介。他現場での技術提案などの実例が豊富に掲載されており、今後の総合評価提案作成の参考になります。

■ 時間割・講師

時 間	講 習 名	講 師 (予定)
10:00～11:30 12:30～13:50	土木工事安全施工技術指針(平成21年改訂版)	国土交通省各地方整備局 職員
14:05～15:35	平成21年度第14回土木施工管理技術論文報告集	技士会連合会 職員

■ 講習地・講習日

講習地	講習日	講習会場	定員
札幌	平成 22 年 9 月 3 日(金)	セントラル札幌北ビル 6F 札幌市北区北 11 条西 2 丁目	140 人
仙台	平成 22 年 7 月 9 日(金)	宮城県建設産業会館 1F 大会議室 仙台市青葉区支倉町 2-48	200 人
千葉	平成 22 年 7 月 2 日(金)	ホテルポートプラザちば 2F「ロイヤル」 千葉市中央区千葉港 8-5	120 人
東京	平成 22 年 10 月 22 日(金)	マツダ八重洲通ビル B1F 中央区八丁堀 1-10-7	70 人
福井	平成 22 年 7 月 23 日(金)	福井県建設会館 4F 大会議室 福井市御幸 3-10-15	100 人
名古屋	平成 22 年 11 月 12 日(金)	明治安田生命ビル 16 階 名古屋市中区新栄町 1-1	200 人
兵庫	平成 22 年 11 月開催予定	会場未定	-
広島	平成 22 年 9 月 28 日(火)	鯉城会館 5F 広島市中区大手町 1-5-3	満員
福岡	平成 22 年 7 月 14 日(水)	福岡県建設技術情報センター 糟屋郡篠栗町大字田中 315-1	190 人

■ お申し込み・受講料他 (振込手数料は、申込者負担 となります。)

申込み方法	受 講 料		備 考
	会 員(各県等土木施工 管理技士会会員)	一般(非会員)	
インターネット申込	6,000 円	8,500 円	(http://www.ejcm.or.jp/ メニュー欄のJCMセミナー
紙申込	7,000 円	9,500 円	(http://www.ejcm.or.jp/ メニュー欄のJCMセミナー

■ 学習履歴(ユニット)について

・最大 8 ユニット (土木工事安全施工技術指針の講習は、形態コード 103 に該当し、(2 ユニット/時間) 計算により 6 ユニットとなります。)ただし、1 年以内に監理技術者講習等でユニットを取得された方は、コード 103 の上限値 12 ユニットに該当しますので、(1 ユニット/時間) 計算となり各個人の取得できるユニットは変動します。詳しくは、ガイドライン P. 12 で確認ください。

・講習会使用図書(受講料には、下記図書代金が含まれています。)

「土木工事安全施工技術指針(平成21年改訂版)」(新刊) 2,500 円(定価税込み)

「平成21年度第14回土木施工管理技術論文報告集」(新刊) 2,000 円(定価税込み)

・継続学習制度(CPDS)について

インターネット申込では講習会の申込みと同時に、技士会連合会の継続学習制度に新規加入の申込みができます(別途料金が必要)。この機会に継続学習を始めてはいかがでしょうか。

受・発注者必携の測量・調査・設計業務の積算基準書

平成22年度版 設計業務等標準積算基準書 設計業務等標準積算基準書(参考資料)



監修：国土交通省大臣官房技術調査課
発行：財団法人 経済調査会

A4判 約620頁／定価4,935円(本体4,700円+税)

平成22年5月下旬発行

国土交通省をはじめ地方公共団体等が公共事業関連の測量、調査、設計コンサルタント業務を発注する際に、予定価格を算定する基礎資料となる積算基準書です。

積算基準の適用範囲、業務費の構成、積算方法を示しており、今年度は測量業務積算基準において現地測量の標準歩掛が新たに追加されました。

設計業務等標準積算基準書(参考資料)は、積算する際に必要となる土木工事設計業務等の条件及び運用上の留意事項、各業務の作業内容や積算条件、工事の概念等を図やフローチャートを用いて解りやすくまとめています。

巻末に「平成22年度 設計業務委託等技術者単価」を掲載

第1章 設計業務等積算基準

第1節 設計業務等積算基準

1-1 適用範囲
この積算基準は、土木事業に係る設計業務等に適用する。

1-2 業務費の構成
1. 業務費の構成



2. 業務費の構成要素の内訳

(イ) 業務費

(ロ) 業務費

(ハ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

(ホ) 業務費

(ヘ) 業務費

(ニ) 業務費

主要目次

平成22年度版 設計業務等標準積算基準書

第1編 測量業務

第1章 測量業務積算基準

第1節 測量業務積算基準

第2章 測量業務標準歩掛

第1節 基準点測量

第2節 水準測量

第3節 路線測量

第4節 河川測量

第5節 深淺測量

第6節 用地測量

第7節 空中写真測量

第8節 現地測量

第2編 地質調査業務

第1章 地質調査積算基準

第1節 地質調査積算基準

第2章 地質調査市場単価

第1節 機械ボーリング (土質ボーリング・岩盤ボーリング)

第2節 サンプリング

第3節 サウンディング及び原位置試験

第4節 現場内小運搬

第5節 足場仮設

第6節 その他間接調査費

第7節 解析等調査業務

第8節 印刷製本費

第3章 地質調査標準歩掛

第1節 弾性波探査業務

第2節 軟弱地盤技術解析

第3節 地すべり調査

第3編 設計業務

第1章 設計業務等積算基準

第1節 設計業務等積算基準

第2節 設計留意書の作成

第2章 設計業務標準歩掛

第1節 道路設計標準歩掛

第2節 交差点設計

第3節 道路休憩施設設計

第4節 歩道詳細設計

第5節 道路設計関係その他設計等

第6節 一般構造物設計

第7節 橋梁設計

第8節 地下横断歩道設計

第9節 トンネル設計

第10節 共同溝設計

第11節 電線共同溝(C・C・Box)設計

第12節 仮設構造物詳細設計

第13節 河川構造物設計

第14節 砂防施設設計

第4編 調査、計画業務

第1章 調査、計画業務

第1節 道路環境調査

第2節 洪水痕跡調査業務

第3節 河川水辺環境調査 (河川空間利用実態調査)

● お申し込み・お問い合わせは ●

財団法人 経済調査会 業務部

〒104-0061 東京都中央区銀座5-13-16 東銀座三井ビル
TEL (03) 3542-9291 FAX (03) 3543-1904

インターネット注文はこちらから

Bookけんせつ Plaza 検索



Registered Civil Engineering Consulting Manager シビルコンサルティングマネージャ資格試験

試験日：平成22年11月14日(日)

RCCM

受験申込書の受付期間

平成22年7月1日(木)～7月31日(土)

◆郵送の場合は必ず書留郵便とし締切日の消印まで有効としますが、試験会場の都合により定員になり次第、試験会場の振替え若しくは、受付を締め切る場合がありますので、予めご了承下さい。

試験地

札幌・仙台・東京・名古屋・大阪・福岡・那覇

受験資格

建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理について次の実務経験を有する者。

大学院修了後(博士課程前期).....	11年以上
大学卒業後.....	13年以上
短大・高専卒業後.....	15年以上
高校卒業後.....	17年以上

◆上記各項に該当する学歴と同等以上であると認められる学力を有し、かつ各項の実務経験を有する者。

受験科目

①専門技術部門の業務経験、②業務関連法制度及び建設一般、③業務遂行のための管理技術力、④土木関連技術の共通基礎問題と受験する専門技術部門の専門技術知識
なお、専門技術部門は以下に示す22部門である。

- | | |
|------------------|--------------------|
| (1) 河川、砂防及び海岸・海洋 | (2) 港湾及び空港 |
| (3) 電力土木 | (4) 道路 |
| (5) 鉄道 | (6) 上水道及び工業用水道 |
| (7) 下水道 | (8) 農業土木 |
| (9) 森林土木 | (10) 造園 |
| (11) 都市計画及び地方計画 | (12) 地質 |
| (13) 土質及び基礎 | (14) 鋼構造及びコンクリート |
| (15) トンネル | (16) 施工計画、施工設備及び積算 |
| (17) 建設環境 | (18) 機械 |
| (19) 水産土木 | (20) 電気電子 |
| (21) 廃棄物 | (22) 建設情報 |

受験申込書の販売期間

平成22年6月14日(月)～7月23日(金)

受験申込書の請求先

受験申込書は資格制度概要・受験の手引と合わせて事務局並びに協会各支部で販売しています。

本部事務局 〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地	KY三番町ビル8F	TEL 03(3221)8855
北海道支部 〒004-8585 札幌市厚別区厚別中央1条5-4-1	脚ドココン内	TEL 011(801)1596
東北支部 〒980-0802 仙台市青葉区二日町16-20	二日町ホームプラザビル3F	TEL 022(263)6820
関東支部 〒101-0047 東京都千代田区内神田2-7-10	松崎ビル4F	TEL 03(5297)5951
北陸支部 〒950-0965 新潟市中央区新光町6-1	呉和ビル7F	TEL 025(282)3370
中部支部 〒460-0003 名古屋市中区錦3-7-26	森ビル5F	TEL 052(953)6361
近畿支部 〒540-0021 大阪市中央区大手通1-4-10	大手前ツタビル5F	TEL 06(6945)5891
中国支部 〒730-0013 広島市中区八丁堀1-8	エイトビル8F	TEL 082(227)1593
四国支部 〒760-0066 高松市福岡町3-11-22	建設クワイートビル4F	TEL 087(851)5891
九州支部 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東1-13-9	博多駅東113ビル8F	TEL 092(434)4340

受験申込書の受付場所

Japan Civil Engineering Consultants Association [JCCA]

社団法人 建設コンサルタンツ協会
RCCM資格制度事務局

〒102-0075 東京都千代田区三番町1番地 (KY三番町ビル)
TEL 03(3221)8855 FAX 03(3221)5018

RCCM

本試験の詳細あるいは不明な点は上記に
問い合わせ下さい。

インターネットによる
建設工事積算の基礎データ

Web建設物価 3

http://www.web-kensetu-bukka.jp/ Ver.



「簡易版」

37,200円/年間(税込)

が

新たなメニューに加わりました。

月刊「建設物価」よりも圧倒的な情報量をお手軽価格でご利用できます。

	契約期間	月刊 「建設物価」	同時 複数利用	価格情報	マイページ	ダウン ロード	グラフ	map サービス	デジタル 建設物価
標準版 50,400円 年間(税込)	1年	1冊付 (申込月)	○ (3人)	○	○	○	○	○	○
NEW 簡易版 37,200円 年間(税込)	1年	1冊付 (申込月)	× (1人)	○	× (体験利用可)	× (体験利用可)	×	×	○

NEW 単月版
5,250円
月間(税込)

「標準版」の全機能を短期間ご利用頂ける新サービスも同時開始!

標準版の主な機能はこちら

- ★ ひとつのトークンで最大3人同時利用可能
- ★ マイページ登録・ダウンロード可能
- ★ 価格推移をグラフで表示
- ★ 建設物価 Map サービス (地図情報)
 - ・地図登録・書き込み機能付
 - ・各種プラント等情報搭載
 - ・2点間の距離検索

標準版・簡易版・単月版の 共通機能はこちら

- ★ デジタル建設物価
 - ・月刊「建設物価」がめくり機能で閲覧可能に
 - ・「建設物価」5年分の過去データが見れます
- ★ 検索機能
 - ・辞書機能拡充
 - ・さまざまな名称でヒット
 - ・積算体系リファレンス搭載
- ★ 価格表示機能
 - ・見やすい検索結果
 - ・検索結果に価格詳細情報を表示
 - ・製品写真により形状がひと目でわかる

開 発 元

私たちは建設資材や工事費等の価格調査を通じて社会資本の整備に貢献しています

 財団法人 建設物価調査会 情報システム部

TEL. 03-3663-5170 FAX. 03-3663-5171

お問い合わせ・
お申し込み先

販売業務代行  株式会社 建設物価サービス

TEL. 03-3663-8761 FAX. 03-3663-1397

最後の関門に
万全の対策を！

1 平成22年度 1級 土木施工管理技術検定 実地試験 受験対策講座

●開催地・日程（予定）

開催地	日 程	開催地	日 程	開催地	日 程
札幌	9/ 7(火)・8(水)	新潟	9/9(木)・10(金)	広島②	9/11(土)・12(日)
仙台①	9/ 4(土)・5(日)	静岡	9/6(月)・7(火)	高松	9/ 9(木)・10(金)
仙台②	9/ 8(水)・9(木)	名古屋①	9/4(土)・5(日)	福岡①	9/ 4(土)・5(日)
水戸	9/9(木)・10(金)	名古屋②	9/10(金)・11(土)	福岡②	9/11(土)・12(日)
東京①	9/ 3(金)・4(土)	大阪①	9/4(土)・5(日)	長崎	9/7(火)・8(水)
東京②	9/ 8(水)・9(木)	大阪②	9/11(土)・12(日)	鹿児島	9/8(水)・9(木)
東京③	9/11(土)・12(日)	岡山	9/7(火)・8(水)		
横浜	9/ 6(月)・7(火)	広島①	9/9(木)・10(金)		

●受講料 21,000円（税込み）

[※1級実地再受講または平成21・22年度1級学科講習会申込者は18,000円]

- テキスト（実地試験問題解説集[改訂13版]）3,360円（テキストのみの販売も可）
- 受講申込みの方には、「施工経験記述」の添削指導を行います。（添削料4,350円）
- 各科目の演習問題（当研究所オリジナル）と新傾向を網羅した資料で力がつきます。
- ★この講習会のほか、通信形式で施工経験記述の添削指導（2回）を行う講座もあります。

詳しくは…

国土交通省所管

財団法人 地域開発研究所

土木施工管理技術研究会

〒112-0014

東京都文京区関口1-47-12

江戸川橋ビル

TEL 03-3235-3601 FAX 03-3235-3612

☆インターネットからも申し込みます！ <http://www.ias.or.jp>

- 試験は・・・10月3日（日）に実施されます。
- 平成22年度学科試験の合格発表は・・・8月18日（水）です。
- 学科試験合格者の受験申込期間は・・・8月18日（水）～9月1日（水）です。
- 指定試験機関 財団法人 全国建設研修センター TEL 03-3581-0138 （土木試験課）

☆☆当研究所では、1級建築施工管理技術検定実地試験の受験対策講座も実施します。☆☆

★9月上～中旬 ★全国12都市で開催 ★2日間・受講料21,000円 ★テキスト3,570円

土木工事安全施工技術指針

—平成21年改訂版—

(平成22年4月発刊)

土木工事安全施工技術指針は、平成12年12月に労働省において「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」が策定されたことを踏まえ、平成13年6月に山岳トンネルに関する章などの改訂を行いました。

さらに平成21年4月に架空線等上空施設を加え改訂を行いました。

本書は、発注者・設計者・施工者の方が土木工事の安全施工についての一般的な技術的内容を理解することにより建設工事の適正な施工が確保され、一層の安全確保が図られるとの趣旨で編集されていますので広くご活用ください。



●形式
A 5 版285頁

一般価格：2,500円 会員価格：2,000円 送料込み

会 誌 編 集 委 員 会

(敬称略 平成22年6月現在)

委 員 ・ 幹 事

委員長	勢田 昌功	国土交通省大臣官房建設システム管理企画室長	浅古 勝久	国土交通省大臣官房技術調査課課長補佐
委員	山口 勝	埼玉県土木施工管理技士会 〔埼玉県建設業協会 技術部長〕	才木 潤	国土交通省総合政策局建設業課課長補佐
	諏訪 博己	東京土木施工管理技士会 〔前田建設工業㈱〕 土木本部部長	宮本 健也	国土交通省河川局治水課企画専門官
	福井 敏治	㈱日本土木工業協会 〔鹿島建設㈱土木管理本部土木工務部担当部長〕	田村 央	国土交通省道路局国道防災課課長補佐
	大堀 裕康	㈱全国建設業協会 〔建設建設土木事業本部事業統括部土木事業企画課課長〕	瀬尾 俊男	国土交通省関東地方整備局企画部技術調整管理官
	和田 千弘	㈱日本道路建設業協会 〔㈱NIPPO舗装事業本部工事課課長〕	加藤 利弘	国土交通省港湾局技術企画課課長補佐
幹事	中村 光昭	神奈川県土木施工管理技士会 〔松尾工務店土木本部部長〕	馬籠 剛一	農林水産省農村振興局整備部設計課 施工企画調整室課長補佐
			吉田 哲	厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課 建設安全対策室主任技術審査官
			石坂 弘司	東京都建設局総務部技術管理課長
			原 俊彦	国土交通省関東地方整備局 企画部技術管理課課長

JCM
MONTHLY REPORT

編集・発行

印刷

JCMマンスリーレポート
Vol. 19 No. 4 2010.7
平成22年7月1日 発行
(隔月1回1日発行)

社団法人 全国土木施工管理技士会連合会
The Japan Federation of Construction
Managing Engineers Associations (JCM)
〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号アルス市ヶ谷3階
TEL 03-3262-7421 (代表) FAX 03-3262-7424
<http://www.ejcm.or.jp/>

第一資料印刷株式会社
〒162-0818 東京都新宿区築地町8-7
TEL 03-3267-8211 (代表)

技士会の

監理技術者講習

建設業全28業種の監理技術者が対象です



がんばってるんだ
資格者のひと

インターネット申込受講料 **10,500円**

紙申込の受講料10,800円

(テキスト代・講習修了証交付手数料・消費税含む)

県	講習地	実施日	県	講習地	実施日	県	講習地	実施日
北海道	札幌	H22・7月2日(金)	東京		H22・7月16日(金)	山口		H22・7月22日(木)
		H22・9月22日(水)			H22・10月15日(金)			徳島
		H22・11月5日(金)			山梨	甲府	H22・7月15日(木)	香川
		H23・2月18日(金)	H22・10月27日(水)	H22・10月23日(土)				
		H23・3月4日(金)	H23・2月15日(火)	H23・1月22日(土)				
	旭川	H22・11月26日(金)	新潟		愛媛	松山	H22・8月5日(木)	
H23・1月14日(金)	H22・9月28日(火)	H22・11月11日(木)						
帯広	H22・10月8日(金)	富山		高知		H23・2月24日(木)		
	H23・2月4日(金)					H22・10月29日(金)	H22・8月7日(土)	
函館	H23・1月21日(金)	愛知	名古屋	H22・10月15日(金)	福岡		H22・11月13日(土)	
青森	H22・7月24日(土)	福井		H22・8月4日(水)			H23・2月12日(土)	
栃木	宇都宮	H22・11月18日(木)	京都		鳥取	米子	宮崎	H22・9月14日(火)
		H23・2月3日(木)						H22・8月27日(金)
茨城	水戸	H22・8月5日(木)	鳥取		鳥取			H22・8月4日(木)
		H22・12月9日(木)						H23・2月22日(火)
					広島			

社団法人 **全国土木施工管理技士会連合会**

The Japan Federation of Construction Managing Engineers Associations(JCM)

〒102-0074 東京都千代田区九段南4丁目8番30号

アルス市ヶ谷3階

電話 03-3262-7421/FAX 03-3262-7424

<http://www.ejcm.or.jp/>

●技士会の継続学習制度

(CPDS)にお申し込みいただくと自動的に学習履歴として加点されます。

●インターネット

(<http://www.ejcm.or.jp/>) 申込なら顔写真もオンライン送信できます。

定価250円 (税・送料込み)

(会員の購読料は会費の中に含む)